

6 田監第 11 号
令和 6 年 2 月 29 日

田村市長 白石 高司 様
田村市議会議長 大橋 幹一 様

田村市監査委員 郡 司 健 一

同 大和田 博

令和 5 年度田村市財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年度において補助金を受けた財政援助団体の監査を田村市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により結果を次のとおり報告します。

令和5年度田村市財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の目的

財政的援助を行っている事業が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

第3 監査の対象

令和4年度に、交付した補助金の中から抽出した次の補助金に係る事務

1 本庁商工業振興費

「田村市内商工会運営補助金」

補助団体：田村市商工会連絡協議会 会長 佐藤 利男

所管課：産業部商工課

補助金額：17,163,000円

2 学校教育委推進費

「幼少連携・小中一貫教育推進事業補助金」

補助団体：滝根中学校区教育振興会 会長 中山智成ほか5団体

所管課：教育部学校教育課

補助金額：751,000円

第4 監査の実施日時及び場所

令和6年1月25日(木)

場所	時間	監査の対象
田村市役所 第1委員会室	13:05~13:45	幼少連携・小中一貫教育推進事業補助金
	13:55~14:50	田村市内商工会運営補助金

第5 監査の実施内容

- 1 所管課等から事前に監査資料、関係書類等の提出を求め、事務補助職員により事前調査を行い、監査当日に調査結果を報告した。
- 2 監査当日は、所管課から説明を受けるとともに、監査委員から質問を行った。
- 3 監査の結果、改善又は検討すべき事項は、監査委員から書面及び口頭で指導し、最後に講評を行った。

第6 監査の着眼点

- 1 補助金の決定は、法令（市条例・規則）等に適合しているか
- 2 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
- 3 補助金の対象経費は明確か
- 4 会計処理は適正に行われているか
- 5 補助金の効果、条件履行の確認は適切に行われているか
- 6 補助団体への指導監督は適切に行われているか

第7 監査の結果

各補助団体、所管課ともに関係法令等に基づき概ね適正に事務処理を行い、執行されていることが認められた。一部、指導・改善・検討を要する事項については、書面及び口頭で指導したので、必要な措置を講じられたい。

補助金は、市民から納税された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金が法令及び予算で定めるところに従って公平かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。特に、補助金交付申請を受付、要綱等を基に審査し交付決定を行うが、補助対象事業（経費）や予算書、決算書などの関係書類（証憑書類）の確認、精査が不十分であると思われる。今後は、補助対象事業（経費）の把握など十分に精査し、定期的に事務検査を行うなどの見直し、検討が必要であると考えている。今回の監査結果を該当所管課だけの話ではなく、各課及び各団体等における共通の認識と捉えて、合併以来、補助金等に関する見直し、検討を行っていないため事務改善等に取り込まれることを要望する。

1 本庁商工業振興費
「田村市内商工会運営補助金」

(1) 補助団体の名称及び事業の目的等

ア	補助団体の名称	田村市商工会連絡協議会
イ	事業の目的	市内商工業及び地域の活性化を図る
ウ	事業の内容	田村市内の商工会の運営に要する費用

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市商工業等振興事業補助金交付要綱（平成17年3月1日告示第75号）

(3) 補助金の算定及び交付状況

ア	補助金の額	17,163,000円
イ	補助金の算定	交付要綱に基づき概ね適正に算出されている。
ウ	補助金の交付状況	交付要綱に基づき概ね適正に算出されている。

(4) 事務の執行状況

補助金の交付目的及び事業計画に基づき実施されており、経費及び経理においても概ね適正に執行されている。

(5) 指摘事項及び指導・改善・検討事項

ア 指導・改善事項

【所管課】

田村市商工業等振興事業補助金交付要綱に定めるところにより交付しているが、補助対象関係書類や支出実態の確認、精査が不十分であるため、必要書類の提出を求め確認、精査を十分に行っていただきたい。

運営費の補助は、経費（人件費や管理費）が補助対象であり補助による効果が分かりにくい傾向がある中、補助金の「定額（予算の範囲内）」交付に対する説明責任及び定額交付に対する公正性の確保（積算・対象経費・算定根拠の明確性）や妥当性など明確に説明できるよう対応が必要と思われる。特に、財産管理に関する調書や決算時の余剰金など補助金交付算定において考慮するなど、十分に精査し交付決定をされたい。

市民の皆様の税金を財源として支出していることから、今後は、所管課において定期的に事務検査（指導監査含む）が実施できるよう要綱等を策定し健全な運営、適正な補助金執行などの検証、指導等が行えるよう整備されたい。

【補助団体】

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、世界情勢によるエネルギー価格や原材料価格の高騰など、多くの事業者が厳しい経営環境が続く中、市内の商工業者数や会員数が減少し、県商工会組織目標値（70%）を下回り商工会組織体制の強化が難しく、会員の拡充による自己財源の確保が厳しい状況であると思われる。このような中、各商工会は地域の事業者にとって経営改善支援や地域総合振興事業など欠かせない団体であるため、今後とも事業者の支援などを充実するとともに、事業者のニーズに対応し、地域産業の振興、商工業者の事業の発展及び地域経済の振興に寄与されることを期待するものである。補助対象経費の記載（詳細）等をお願いしたい。

イ 検討事項

【所管課】

商工会の運営費は、主に国・県・自治体からの補助金が占めている。そのため県や自治体担当者が「商工会等指導監査及び立入検査」をそれぞれの法令をもとに実施しているが、現在、このような規則等の整備がなされていないことから所管課における補助団体に対して、事務検査や指導等が行われていない。早急に策定を検討し所管課による事務検査等の実施をお願いしたい。

2 学校教育推進費

幼少連携・小中一貫教育推進事業補助金

(1) 補助団体の名称及び事業の目的等

ア	補助団体の名称	滝根中学校校区教育振興会 会長 中山智成ほか5団体
イ	事業の目的	義務教育9年間を見通した一貫性・継続性のある指導の充実を図り、児童生徒が学力向上や豊かな心・健やかな身体を形成し、各々が目標とする進路実現を図る
ウ	事業の内容	児童生徒活動を対象とする内容であり、補助金の使途が児童生徒に還元される事業を補助の対象とする

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市教育委員会の所管に関する補助金等交付要綱（平成17年3月1日教育委員会告示第1号）

(3) 補助金の算定及び交付状況

ア	補助金の額	751,000円
イ	補助金の算定	交付要綱に基づき概ね適正に算出されている。
ウ	補助金の交付状況	交付要綱に基づき概ね適正に算出されている。

(4) 事務の執行状況

補助金の交付目的及び事業計画に基づき概ね適切に実施されている。経費及び経理においては年度末（事業終了後）に消耗品の購入・旅費の支出がなされているため、事業・時期に合わせた予算執行をしていただきたい。

(5) 指摘事項及び指導・検討事項

ア 指導・改善事項

【所管課】

田村市教育委員会の所管に係る補助金等交付要綱及び幼少連携・小中一貫教育推進事業補助金実施要項に定めるところにより交付しなければならないが、関係書類の精査が不十分であり、事務処理において不適切なものが見受けられた。交付決定及び実績報告書の事業実施年月日（着手）令和5年5月23日となっているが、決定日（着手日）前の事業について補助対象に含めていた。所管課からの通知のとおり各学校において書類を作成しているが、法令等に遵守し適正な通知を発し、事務処理を行っていただきたい。実施要項において定められている期日までに行う中間報告書、実績報告書など期限が守られていないことや事業完了が3月末日となっているため学校長や担当者など年度末及び異動時期であり検査・検証が的確・適正に行われないため、事業完了日並びに決算報告の期日については改善していただきたい。

【補助団体】

計数上の誤りはないものと認めるが、公金に係る出納事務（手続き）は請求書及び領収書等の書類「証憑書類（取引内容や取引条件を明らかにする書類）」であることを再認識し、今後注意していただきたい。

また、概算払で受領しているが、支払実績などを確認すると年度末ころにまとめて消耗品の購入をしていることから、事業準備、実施にあった支出を行っていただきたい。

イ 検討事項

【所管課及び各地区】

「幼少連携・小中一貫教育推進事業補助金」は、児童生徒活動を対象とし児童生徒に還元される事業となっているが、通常の事業との違いや工夫が見られず補助金として特出した結果、学校の負担が増し効率性や事務負担軽減にならないと疑問である。